令和９年度　札幌市立特別支援学校高等部入学者募集要項

この要項は、令和９年度（2027年度）の札幌市立特別支援学校高等部の入学者の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

１　募集人員等

(1)　募集人員

ア　知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「知的障がい校」という。）

学科 学校名	流通サービス科	クリーンサービス科	リサイクルサービス科	工芸ものづくり科	服飾ものづくり科	普通科（職業コース）	合計
市立札幌豊明高等支援学校	８人	16人	８人	８人	８人		48人
市立札幌みなみの杜高等支援学校						56人	56人

イ 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「肢体不自由校」という。）

学校名	普通科重複障がい学級	合計
市立札幌北翔支援学校	３人	３人

ウ 病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「病弱校」という。）

学校名	普通科普通学級	普通科重複障がい学級	合計
市立札幌山の手支援学校	８人	３人	11人

(2)　出願できる学校は、１校とする。

(3)　市立豊明高等支援学校に出願しようとする場合は、順位を付した上で、志望する学校に設置されている全ての学科に出願することができる。

２　修業年限　　３年とする。

３　出願資格

次に該当する者で、かつ、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者であること。

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条において準用する同法第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

ア　特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校を卒業した者（令和９年（2027年）３月末日までに特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）

イ　中等教育学校の前期課程を修了した者（令和９年（2027年）３月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）

ウ　外国において、学校教育における９年の課程を修了した者

エ　文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和９年（2027年）３月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。）

オ　文部科学大臣の指定した者

カ　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

キ　その他出願先の特別支援学校長（以下「出願先の校長」という。）が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(2)　１の(1)のアからウの各特別支援学校の令和９年度入学者募集要領の出願資格に該当する者

４　出願手続

(1)　出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した（修了した場合を含む。）特別支援学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長（以下「在学校等の校長」という。）を経由して、出願先の校長に提出すること。ただし、３の(1)のウからキまでのいずれかに該当する場合は、直接出願先の校長に提出すること。

ア　入学願書

イ　写真

令和８年(2026年)10月１日以降に上半身を正面から撮影した写真を、出願先の校長が定める様式に貼り付けること。

なお、写真のサイズは次のとおりとする。

・知的障がい校　縦４cm、横３cm
・肢体不自由校　縦５cm、横４cm
・病弱校　　縦７cm、横５cm

ウ　その他

出願先の校長が必要と認めるもの

(2)　在学校等の校長の手続

在学校等の校長は、出願先の校長に出願者の入学願書、写真等を送付するときは、併せて、出願先の校長の定める個人調査書を作成し、提出すること。

(3)　出願先の校長の手続

出願先の校長は、入学願書を受け付けたときは、５の出願の受付期間（知的障がい校にあっては、６の(1)の出願変更の受付期間）の経過後、速やかに受検票を作成し、在学校等の校長を経由して、出願者に交付すること。ただし、出願者が３の(1)のウからキまでのいずれかに該当する場合は、直接当該出願者に交付すること。

５　出願の受付期間

出願書類の受付期間は、次のとおりとする。

受　付　期　間
令和９年（2027年）１月４日（月）～１月12日（火）正午まで

６　出願変更（対象：知的障がい校）

５で知的障がい校へ出願した者は、同一障がい種の学校に１回出願先を変更することができる。

(1)　出願変更の受付期間

令和９年(2027年)１月14日（木）から１月20日（水）正午までとする。

(2)　出願変更の手続

ア　出願先を変更しようとする者は、在学校等の校長を経由して当初の出願先の校長に出願変更届（別途定める様式）及び４の(1)のウに定める変更後の出願先の校長が必要と認めるものを提出すること。ただし、３の(1)のウからキまでのいずれかに該当する場合は、直接当初の出願先の校長に提出すること。

イ　出願変更届を受け付けた当初の出願先の校長は、変更後の出願先の校長に出願書類を送付すること。

(3)　出願変更における学科の志望

出願変更先の学校において志望する学科については、１の(3)の定めに準じて取り扱う。

７　出願状況の発表（対象：知的障がい校）

知的障がい校における出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

ア　当初出願の状況

期　日	時間	発　表　内　容	場　所
令和９年１月14日（木）	10：00	令和９年１月12日（火）正午までの出願状況	・出願校ウェブページ ・北海道教育庁学校教育局特別支援教育課ウェブページ

イ　出願変更後の状況

期　日	時間	発　表　内　容	場　所
令和９年１月22日（金）	10：00	令和９年１月20日（水） 正午までの出願状況	・出願校ウェブページ ・北海道教育庁学校教育局特別支援教育課ウェブページ

8　出願先及び受検会場

出願先及び受検会場は、次のとおりとする。

(1)　知的障がい校

学 校 名	所在地・電話番号
市立札幌豊明高等支援学校	〒002-8034 札幌市北区西茨戸４条１丁目１番１号 TEL（011）774－2222
市立札幌みなみの杜高等支援学校	〒005-0012 札幌市南区真駒内上町４丁目７番１号 TEL（011）596－0451

(2)　肢体不自由校

学 校 名	所在地・電話番号
市立札幌北翔支援学校	〒063-0831 札幌市西区発寒11条６丁目２番１号 TEL（011）668－5161

(3)　病弱校

学 校 名	所在地・電話番号
市立札幌山の手支援学校	〒063-0005　札幌市西区山の手５条８丁目１番38号 TEL（011）611－7934

9　選考検査

選考検査の期日は、令和９年（2027年）１月29日（金）とする。

なお、知的障がい校においては、令和９年（2027年）２月１日（月）に、集団活動を伴う検査を別途実施する。

検査時間は、各学校の校長が別途定める。

10　選考方法

出願先の校長は、次の選考検査の結果及び個人調査書等を総合的に評価し、選考する。ただし、個人調査書の内容のうち「出欠の記録」については、選考の資料として使用しないものとする。

(1)　知的障がい校

ア　学習状況検査

イ　面接

ウ　集団活動を伴う検査

(2)　肢体不自由校

ア　面接

(3)　病弱校

「普通科普通学級」

ア　学力検査

イ　面接

「普通科重複障がい学級」

ア　学習状況検査

イ　面接

11　合格発表

特別支援学校長は、令和９年（2027年）２月12日（金）午前10時に合格者の受検番号を発表（当該特別支援学校のウェブページに掲載）する。また、合否について在学校等の校長に通知するとともに、合格者及び保護者に通知する。

12　第２次募集

(1)　合格者の数が募集人員に満たない特別支援学校においては、第２次募集を行う。

(2)　募集人員の発表の期日等は、次のとおりとする。

期　日	時間	発　表　内　容	場　所
令和９年２月17日(水)	10：00	第２次募集を行う学校、 学科、募集人員、 選考検査期日等	・出願校ウェブページ ・北海道教育庁学校教育局 特別支援教育課ウェブページ

(3)　出願資格

３の出願資格と同様とする。ただし、当初の入学募集において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。）の出願は認めない。

(4)　出願できる特別支援学校

(2)により募集人員を発表した学校

(5)　出願手続

４に定めるところによる。

(6)　出願の受付期間

令和９年(2027年)２月17日（水）から２月25日（木）正午までとする。

(7)　出願変更（対象：知的障がい校）

知的障がい校へ出願した者は、出願先を変更することができる。

ア　出願変更の受付期間

令和９年(2027年)２月26日（金）から３月４日（木）正午までとする。

イ　出願変更の手続

６の(2)に定めるところによる。

ウ　出願変更における学科の志望

６の(3)に定めるところによる。

(8)　出願状況の発表（対象：知的障がい校）

知的障がい校における出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

(ｱ)　当初出願の状況

期　日	時間	発　表　内　容	場　所
令和９年２月26日(金)	10：00	令和９年２月25日(木) 正午までの出願状況	・出願校ウェブページ ・北海道教育庁学校教育局 特別支援教育課ウェブページ

(ｲ)　出願変更後の状況

期　日	時間	発　表　内　容	場　所
令和９年３月５日(金)	10：00	令和９年３月４日(木) 正午までの出願状況	・出願校ウェブページ ・北海道教育庁学校教育局 特別支援教育課ウェブページ

(9)　受検会場

第２次募集を行う学校とする。

(10)　選考検査

選考検査の期日は、第２次募集を行う学校の校長が、これを定める。

(11) 選考方法

10に定めるところによる。ただし、知的障がい校については、10の(1)ア及びイとする。

(12) 合格発表

特別支援学校長は、令和９年（2027年）３月15日（月）午前10時に合格者の受検番号を発表（当該特別支援学校のウェブページに掲載）する。また、合否について在学校等の校長に通知するとともに、合格者及び保護者に通知する。

(13) その他

第２次募集の合格発表後、合格者の数が募集人員に満たない特別支援学校において、入学希望者（第２次募集において合格とならなかった者のうち、同一障がい種の学校を希望する者に限る。）がある場合は、当該学校の校長は、令和９年(2027年)３月23日（火）までの間に選考の上、入学させることができる。

13　市外からの出願手続

(1)　出願できる場合

保護者の住所が市外に在する場合で、令和９年（2027年）４月７日（水）までに市内に住居を移転することが確実なときとする。

(2)　出願手続

４に定めるところによるほか、併せて、出願事情を説明した書類を提出するものとする。

(3)　出願の受付期間

５に定めるところによる。

なお、第２次募集にあっては、12の(6)に定めるところによる。

14　その他

各特別支援学校の「令和９年度入学者募集要領」及び入学願書や個人調査書、出願変更届などの募集に関する書類や手続き、検査時間などの選考に関する事項については、令和８年(2026年)12月２日（水）頃までに当該特別支援学校のウェブページに掲載する予定。

なお、「令和９年度入学者募集要領」については、札幌市教育委員会のウェブページにも記載する。